

廿日市市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

廿日市市長 松 本 太 郎

規則第 9 号

廿日市市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廿日市市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例（令和 8 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(周辺住民等)

第 3 条 条例第 2 条第 1 項第 7 号の規則で定める者は、事業区域の境界線からの水平距離が次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める範囲内に居住し、又は土地若しくは構築物を所有若しくは使用する権利を有する者とする。

- (1) 発電出力の合計が 50 キロワット未満の場合 100 メートル
- (2) 発電出力の合計が 50 キロワット以上の場合（次号に掲げる場合を除く。） 300 メートル
- (3) 発電事業が環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種事業に該当する場合 1 キロメートル
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(抑制区域)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の抑制区域は、別表に掲げる区域とする。

(事前協議)

第 5 条 条例第 8 条の事前協議を行おうとする事業者は、再生可能エネルギー

ギー発電事業事前協議書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 事業者が法人の場合にあっては当該法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票の写し
- (2) 事業区域について、所有権その他使用する権利を有すること又はこれを確実に取得できることを証する書類
- (3) 発電設備の位置図
- (4) 事業区域図
- (5) 現況写真
- (6) 建築物及び工作物の配置計画図
- (7) 建築物及び工作物の設計図（平面図、立面図等）
- (8) 施工計画書（工程表、施工方法等）
- (9) 第3条に規定する範囲が確認できる書類
- (10) 自然環境等を保全し、又は災害の発生を防止するための措置を記載した書類
- (11) 周辺の動植物等への影響を回避し、又は低減するための措置を記載した書類
- (12) 事業区域の全部又は一部に抑制区域を含めようとする場合は、条例第7条第4項に規定する関係機関と協議した内容を確認できる書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（事業計画の届出）

第6条 条例第10条第1項の規定による届出を行おうとする事業者は、再生可能エネルギー発電事業計画届出書（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる書類（変更があるものに限る。）
- (2) 再生可能エネルギー発電事業に関する周辺住民等への説明記録（別記様式第3号）
- (3) 維持管理計画書（別記様式第4号）

- (4) 解体、撤去、廃棄等に関する計画書（別記様式第5号）
- (5) 事業に関する法令等の許認可等を受けているときは、その写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（標識の設置）

第7条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 発電設備の設置場所
- (2) 発電出力の合計
- (3) 事業者並びに保守点検責任者の氏名、住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）及び連絡先
- (4) 運転開始年月日

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他の必要な措置を講じなければならない。

（発電事業開始の届出）

第8条 条例第12条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業開始届出書（別記様式第6号）に、第6条各号に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、同条の規定により提出した書類であって、その内容に変更がないものについては、これを省略することができる。

（発電事業変更の届出）

第9条 条例第10条第2項及び第12条第2項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（別記様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

2 条例第10条第2項及び第12条第2項の規則で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 譲渡、合併、その他の事由を原因とした事業者の変更
- (2) 発電出力の合計を20パーセント以上又は50キロワット以上増加する変更

（事故等の報告）

第10条 条例第14条第3項の規定による報告は、事故等報告書（別記

様式第 8 号) に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事故等発生時の状況及び措置後の状況が確認できる写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(事業廃止等の届出)

第 1 1 条 条例第 1 6 条第 1 項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業廃止届出書 (別記様式第 9 号) により行うものとする。

2 条例第 1 6 条第 3 項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電設備撤去完了届出書 (別記様式第 1 0 号) に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 発電設備の撤去前後の状況が確認できる写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(身分証明書)

第 1 2 条 条例第 1 8 条第 2 項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書 (別記様式第 1 1 号) とする。

(指導)

第 1 3 条 条例第 1 9 条の規定による助言又は指導は、助言 (指導) 通知書 (別記様式第 1 2 号) により行うものとする。

(勧告)

第 1 4 条 条例第 2 0 条第 1 項の規定による勧告は、勧告通知書 (別記様式第 1 3 号) により行うものとする。

(公表及び弁明の方法)

第 1 5 条 条例第 2 1 条第 1 項の規定による公表は、廿日市市公告式条例 (昭和 3 1 年条例第 1 号) 第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第 2 1 条第 2 項に規定する弁明は、弁明書の提出により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭ですることができる。

3 市長は、弁明書の提出期限 (口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その日時) までに相当な期間において、弁明の機会を与えようとする

る者に対し、弁明通知書（別記様式第14号）により通知しなければならない。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に事業者が設置の工事に着手した発電設備に対する第8条本文の規定の適用については、同条本文中「第6条各号」とあるのは、「第5条第1号から第9号まで及び第6条第3号から第6号まで」とする。

別表（第4条関係）

抑制区域	根拠法令等
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項
保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項
国立公園及び国定公園の特別地域及び特別保護地	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第21条第1項

区	
広島県自然環境保全地域内の特別地区	広島県自然環境保全条例（昭和47年広島県条例第63号）第16条第1項
鳥獣保護区及び特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び第29条第1項
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1
自然共生サイト（生態系に配慮した発電設備を設置する場合を除く。）	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和6年法律第18号）第9条第1項で認定された増進活動実施計画区域及び同法第11条第1項で認定された連携増進活動実施計画区域
風致地区	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号
景観重点区域	廿日市市景観条例（平成23年条例第16号）第9条第1項
世界遺産（緩衝区域を含む。）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条1
国指定史跡名勝天然記念物の所在地及び重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項及び第144条第1項
県指定史跡名勝天然記念物の所在地	広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第36条第1項
市指定史跡名勝天然記念物の所在地	廿日市市文化財保護条例（昭和44年条例第24号）第3条第1項及び廿日市市文化財保護条例施行規則（昭和44年教育委員会規則第2号）第3条第1項第4号

農用区域（営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号
-----------------------------	---------------------------------------